

国連気候変動枠組条約 第5回締約国会議(COP5)概要報告

平成 11 年 11 月 10 日
(財)地球産業文化研究所
地球環境対策部
中西 秀高

1. 会場 ドイツ・ボン市内 ホテル・マリティム
2. 会期 1999 年 10 月 25 日(月)～ 11 月 5 日(金)
3. 参加者 総勢 4188 名 (政府代表団等 1653 名、報道関係者 534 名、
その他国際機関・NGO 等 2001 名)

4. 会議の概要

開会時、議長(president)候補のポーランドのシシュコ氏自身が既に環境大臣を離れていたため、その就任が多少注目されたが、(期間限定の特命大臣となっており)予定通り選出された。

開催国ドイツのシュレーダー首相は挨拶で、FCCC 設立にもかかわらず気候変動対策プロセスが後退していると指摘、自国の環境税導入と、2005 年までに目標 17%削減であることに触れ、COP4 議長と同様 2002 年の「財+10」までの議定書発効を呼びかけた。11 月 2 日の閣僚級 Policy statements でも日本の山本外務政務次官が同じく 2002 年の発効を打ち出したのをはじめ、各国から早期発効への言及が続いたことは注目に値する。

ちなみに、当初よりアルゼンチンの自発的目標についての閣僚発言が注目されていたが、結果は「削減は、BAU(何も削減対策をとらなかったとして想定した場合)に比べて 2～10%の間と見積られる」というものだった。1990 年比などの明確なものではなく「(想定ケースである)BAU と比べ 2～10%」というところに消極性を感じたのか、会場の一部に期待はずれムードが漂い、すぐに「落胆」を文書で表明した NGO もあった。しかし、後にアルゼンチン代表団の開いたイベントにおいて [排出量] と [GDP の平方根] がおおよそ比例するという dynamic target が説明され、Annex 以外の国がこういった動的目標を自ら考え、うち立てたこと自体は評価しても良いかもしれない。

補助機関会合やその下部のコンタクトグループ・ワーキンググループでは予想通り多少の滞りもみられたものの、本会議では最終日の徹夜のシンクスも潰え、採択が予想外にも比較的スムーズに進んだ。これは注目度の高い内容に関する決定的な事項の採択があまりなかったからだといえ、その通りであるが、COP5 の、「COP6 への道筋を規定する」という当初考えられていた役割からすれば、一定の役割は果たせたとはいえる。

しかし 2000 年 11 月に決まった COP6 までの 1 年間で、合意にこぎ着けなければならない京都メカニズム、シンク、遵守制度をはじめとして、今回初日の議題の採択段階から躓いた 4 条 2 項(a)(b)の途上国参加問題や、先送りされた Annex ()からの削除(トルコ)・追加(カザフスタン)問題も議題に加わり、議論は山積みである。COP5 によって、我々はようやく地図とコンパスを手に入れスタートラインにたつことができ、同時にそのコースを目の当たりにして、あらためてその厳しさを実感した段階だといえるだろう。

5. 主要論点と決議概要

ブエノスアイレス行動計画の実施

閣僚級会合において日本の「ファシリテーター」の提案（COP6 までの議論を確実にすすめるため、COP5 議長に指名を受け、その権限で調整役としてネゴをすすめるべく飛び回る）があり、多くの先進国やアフリカ諸国から支持を受けたが、中国・サウジが従来の公式会議以外に交渉プロセスを作ることになるという観点から反対し、明確には議長提案に示されなかった。しかし、交渉プロセス強化のため、議長に必要なあらゆる措置をとることを要請するという文言がはいり、ファシリテーター実現の可能性も含ませた。

COP6 とそれまでの日程

COP6 の開催に関して、アメリカはやはり 2001 年早期を主張したが、「リオ+10」の意識の広まりもあって 2000 年 11 月 13～24 日（於ハーグ・SB14 同時開催）で決定した。

なお、それまでの補助機関会合（SB）は、1 週間ずつ 6 月（SB12）と 9 月（SB13）に分割し、各々の前 1 週間に非公式会合を開催することで決定。

京都メカニズム

統合書の読み合わせをただで、特に内容的に決まったことはない。

読み合わせはブレインストーミング形式で行われ、supplementality（補完性）に基づいて EU が（一つの negotiation option として）上限を提案していることや、3 つの京都メカによるそれぞれの獲得排出削減量の fungibility（代替可能性）について、やはりいくつかの意見が交わされた。今後これらをはじめとして全てをつめいかなければならないことを考えると、相当厳しいスケジュールとなりそうである。来年 1 月 31 日まで締約国の更なるコメントを集め、再度改訂版テキストが作られる。

CDM に関しては途上国も受け入れに傾きつつあり、途上国にメリットが認識されつつある。逆に他の 2 つのメカ（JI=共同実施、ET=排出量取引）はあまり直接的なメリットがないため、G77 + 中国などは 3 つの京都メカを一度に議論採択するのではなく、1 つ 1 つ CDM から順に採択するべきだと主張した。即ち、先に CDM さえ有利に採択してしまえば、あとの 2 つのメカの議論になったら抵抗することが考えられるという、新たな問題が浮上した。

シンク（吸収源）

決議を遅らす案に対して日本が（3 条 4 項の話を進めたい観点から）ストップをかけたことに対しては、よくやったと評価する向きもあるが、逆に吸収源の拡大による抜け穴を憂慮する NGO からは批判されるというように対照的な評価である。具体的には 2000 年 5 月の IPCC 特別報告直後の第 12 回補助機関会合（SB12）において本格検討となる。また 2000 年 9 月の SB13 での考慮のため、締約国は 8 月 1 日までに、3 条 3 項の活動の定義・3 条 4 項に関わるデータや、どの活動が 3 条 4 項に含まれるかの意見等の提出を求められている。

遵守制度

今回より具体的議論が始まったといえる。日本としては罰則ではなく、いかに各締約国が遵守に近づけるかを促すような制度を考えている（罰則という拘束力を持たせたものとなると、議定書 18 条の規定による議定書改定議論が他の項目にまで及んで紛糾し、その結果、京都議定書が事実上ご破算になることを防ぐ意味もある）。COP6 までに確立（for the purpose of completing its work ...so as to enable to adopt.....at its sixth session.）が求められている。

A I J (共同実施活動)

パイロットフェーズが遅延してしまい、JI・CDM のクレジットへの移行の話が触れられなかったことは、民間投資へのインセンティブ及び促進の観点からは残念なことではないと思われる。

キャパシティービルディング(能力育成)

今回クローズアップされてきた項目である。

途上国の具体的なニーズを Annex としてつけ、効果的に対応しようという姿勢がうかがえる。

今後やるべき仕事のガイドラインが決まったといえる。

4条8,9項(悪影響への対処)問題

サウジアラビアがこの項目について進展(自分たちへの経済補償)がなければ他の議題をブロックする姿勢を示しているが、先進国としては、小島嶼国など悪影響が進行中であると思われる他の途上国に対する支援の強化を示して産油国を孤立化させ、無力化をはかっている。その効果は現れつつあり、いわゆる気候変動による悪影響と、対策措置の実施による影響を、今後2つワークショップにわけて議論することが可能になった。

以上